

平成28年11月18日

工事請負業者の皆様へ

ひたちなか市総務部管財課

平成29・30年度建設工事等入札参加資格審査申請（建設工事）における社会保険等加入の要件化について（お知らせ）

建設業における雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下、「社会保険等」という。）の未加入対策については、国及び茨城県では既に対応がとられているところです。本市においても、法定福利費を適正に負担する事業者による公平で健全な競争環境を構築するため、平成29・30年度建設工事等入札参加資格審査申請から、建設工事については社会保険等に加入していることを入札参加の要件とします。（法令により適用除外となる場合を除きます。）社会保険等に加入していない場合は、早めの加入手続きをお願いします。

記

1. 社会保険等加入の確認方法

入札参加資格審査の申請において、提出された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下、「経審通知書」という。）の「その他の審査項目（社会性等）」によって確認します。経審通知書において「雇用保険加入」、「健康保険加入」、「厚生年金保険加入」に、一つでも『無』がある場合は、名簿に登載することはできません。

なお、入札参加資格審査の申請日までに社会保険等の加入があった場合には、社会保険等加入と認め、名簿に登載することができます。

お問い合わせ先 ひたちなか市総務部管財課 029-273-0111 内線1225～1227
--